

くるみ福祉カレッジ 入学契約書

第1条 ご契約者様（以下、「甲」といいます。）は、本契約内容を承諾の上、くるみ福祉カレッジ（以下、「乙」といいます。）に対し、契約の申込を行い、乙は甲の申込を承諾するものとします。

2. 甲が未成年の場合は、親権者の同意を必要としますので、保証人欄に親権者が記入の上、本契約を成立とします。

第2条 乙は、甲に対し、乙の定める各コースカリキュラムの中から甲が選択した契約記載の内容の約務を提供します。甲は乙に対し受講料、その他契約書に記載されていた金額、方法により支払うものとします。

第3条 契約期間は記載の期間とします。契約期間は甲乙の合意により延長できるものとします。

第4条 甲の都合による授業のキャンセル・変更は必ず連絡するものとします。やむ得ない場合を除き、連絡のない授業キャンセルは認めません。

第5条 甲の受講中及び施設内における自己の身体に対する事故や体調不良等のトラブルに対し乙に故意、過失があった場合を除き乙は一切の責任を負いません。

第6条 甲は乙の施設内を利用するにあたり、周囲の調和を著しく乱してはならず、乙より利用において指摘がある場合、速やかに承諾し、それに従うものとします。

第7条 甲が都合により契約を途中解除する場合は、乙はすでに受領している前払い金のうち、下記の算式によって計算された清算金を、契約解除の日から1ヶ月以内に甲に返還するものとします。ただし、清算金がマイナスの場合、甲は乙に対してその不足分を支払うものとします。

【算式】既払金総額 - (教材費 + 受講料 + 乙において生ずる平均的な損害)

第8条 本契約に定める事項について疑義が生じた場合、その他本契約に関して紛争が生じた場合には、甲乙協議のうえ、解決するものとします。

【個人情報に関して】株式会社くるみ福祉会では、事業活動において必要な範囲で利用目的を定め、適切に個人情報の取得、利用を行います。取得した個人情報は利用目的の範囲内に限定して利用し、目的以外での利用は致しません。

乙：〒115-0052 東京都北区赤羽北2-13-8

株式会社くるみ福祉会

代表取締役 佐藤 司